平成２８年（フ）第１６８号
兵庫県明石市大久保町西島374番地の７、前住所兵庫県明石市大久保町西島328番地の１　サンシティ明石江井ヶ島711号
債務者　神園みどり
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
神戸市西区玉津町出合200番地の２　404号
債務者　ＯＮＥ・ＰＥＡＣＥこと　寄谷　博
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
神戸市西区伊川谷町有瀬942番地　ビューハイツ106号
債務者　山本　貴之
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
徳島県徳島市南矢三町３丁目５番15号　タウンハイツ西棟305号室、旧住所徳島県徳島市吉野本町４丁目44番地の３
債務者　山岸　政次
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地217　吉村アパート
債務者　樋口　　猛
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５５号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1171番地
債務者　徳永　麻紀
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第５６号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎841番地２　サンリットフラワー203号
債務者　前田　新吾
１　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１１２号
神戸市西区北別府３丁目８番地の５　ファニータウン永井Ａ－５号、前住所神戸市西区北別府４丁目21番地の２　メゾンド・ソレーユ212号
債務者　松下　竜司
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
兵庫県明石市二見町西二見795番地　県住３棟502号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺2631番地
債務者　荒木　大介
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
兵庫県明石市二見町西二見795番地　県住３棟502号、前住所兵庫県加古川市別府町新野辺2631番地
債務者　荒木恵理奈（旧姓高木）
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県たつの市龍野町日山50番地16
債務者　高石理香子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１７４号
奈良県大和郡山市本庄町１－１　医療法人青心会　郡山青藍病院内、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目４番17号
債務者　藤原　典友
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２１４号
奈良市富雄元町１丁目22番12―514号
債務者　君島　晴美（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６１４号
神戸市兵庫区下祇園町９番16号下祇園コーポ304号
債務者　道満しずゑ
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３１号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―819号
債務者　北山　朱美
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３２号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―819号
債務者　北山恵莉子
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部